# 資料編

1	•	用語の意	義・	•	•	•	•	•	•	•	1
2	•	関係条例	等・	•	•	•	•	•	•	•	3
3	•	関係機関	の連	絡	先	•	•	•	•	•	7
4	•	安否情報	省令	•	•	•	•	•	•	•	9
5		水巻町地	!形図	•	•	•	•	•	•	1	6

# 1. 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

### 【武力攻擊関連】

用語	意 義
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白 な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力 攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷 する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白 な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国 家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。
武力攻擊災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物 的災害をいう。
武力攻擊原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

# 【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の 実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の 行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たき り等の高齢者、障害者(児)、乳幼児などを指す。

#### 【関係機関、施設関連】

【関係機関、施設関連】	* *
用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社 法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施 設(発電所、ガスホルダー等)をいう。

#### 2. 関係条例等

(1)水巻町国民保護協議会条例

平成18年3月31日

#### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、水巻町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

- 第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(部会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名 する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第9号)の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 協議会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会 に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 水巻町特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

					_
-	防災会議	委員		2,500	L

を

_		ı			i
	防災会議	委員		2,500	
	国民保護協議会	委員		2,500	ı

に改める。

#### (2)水巻町国民保護協議会運営規程

平成18年8月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、水巻町国民保護協議会条例(平成18年条例第34号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、水巻町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

- 第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。
- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長 に届け出なければならない。
- 3 会長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、機関又は組織を代表して就任している委員については、その指名する者の代理出席を認めることができる。 (部会における準用)
- 第3条 条例第4条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。 (会長の職務代理)
- 第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、助役がその職務を代理する。
- 2 会長の職務を代理する助役に事故があるとき又は助役が欠けたときは、町議会を代表して就任している委員がその職務を代理する。

(会議録)

第5条 会長は、職員をして、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録 を作成させ、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(3) 水巻町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用す る法第31条の規定に基づき、水巻町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」と いう。)及び水巻町緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務 を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護 対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護 対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、水巻町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民の保護のための措置に関する情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が 定める。

(緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 関係機関の連絡先

# 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)

### 及び関係指定公共機関等】

名 称		担当部	部署	所 在 地
航空自衛隊 芦屋基地	第3	術科学校	教務課	芦屋町大字芦屋1455
陸上自衛隊 小倉駐屯地	第40	普通科連隊	第2科	小倉南区北方5-1-1
国土交通省 北九州国道事	務所 総務	課		小倉南区春ケ丘10-10
国土交通省 遠賀川河川事	務所 総務	課		直方市溝掘1丁目1-1
西日本電信電話株式会社 北九州支	設備	部災害対策	室	北九州市小倉北区江南町7-3
九州電力株式会社 八幡営	常業所 計画	グループ		八幡東区西本町1-19-1

### 【関係県機関(警察機関含む)】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
福岡県庁	総務部 消防防災安全課	福岡市博多区東公園7-7
北九州土木事務所	総務企画課 用地課	八幡西区則松3丁目7-1 八幡総合庁舎内
八幡農林事務所	総務課	八幡西区則松3丁目7-1 八幡総合庁舎内
遠賀保健福祉環境事務所	総務企画課	水巻町吉田西2丁目17-7
折尾警察署	警備課	八幡西区光明1丁目6-6

# 【関係市町機関】

名 称	担当部署	所 在 地
北九州市	総務市民局安全・安心部 (危機管理ライン)	北九州市小倉北区城内1-1
中間市	総務課	中間市中間一丁目1番1号
遠賀町	総務課	遠賀郡遠賀町大字今古賀513
芦屋町	総務課	遠賀郡芦屋町幸町2-20
岡垣町	総務課	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

# 【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639
水巻町消防団	水巻町役場 総務課	水巻町頃末北1-1-1水巻町役場
遠賀・中間医師会		水巻町下二西2丁目1-33
水巻町区長会	水巻町役場 総務課	水巻町頃末北1-1-1水巻町役場

#### 4 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号) 最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号

#### (安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

#### (安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### (安否情報の照会方法)

- 第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### (安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### (安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が 法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、 法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、 都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 第二十五条第二項 関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに 第二条及び第三条 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項 を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次にように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の 第三条、第四条及び第五条 方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の 必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十 四号)

#### 樣式第1号(第1条関係)

### 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記	八口吁(		7	= .	尸		丏	ガ <i>)</i>
氏名								
フリガナ								
出生の年月日		ź	Ŧ.	月		日		
男女の別		ş	男			女		
住所(郵便番号を含む。)								
国籍	日	本		その作	也(		)	
その他個人を識別するための情報								
負傷(疾病)の該当		負	傷		非	該当		
負傷又は疾病の状況								
現在の居所								
連絡先その他必要情報								
親族・同居者からの照会があれば、 ~ を 回答する予定ですが、回答を希望しない場合 は、 で囲んで下さい。			回答	答を希望	望しな	l I		
知人からの照会があれば を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は を囲 んで下さい。			回答	答を希望	望しな	l I		
~ を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対して回答又は公表することについ て、同意するかどうか で囲んで下さい。				司意する 司意した				
備考								

- (注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ~ の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人と は、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

#### 樣式第2号(第1条関係)

# 安否情報収集様式(死亡住民)

	人日時(		牛	· 月	H	時	分)
氏名							
フリガナ							
出生の年月日			年	月	日		
男女の別			男		女		
住所(郵便番号を含む。)							
国籍	日	本		その他(		)	)
その他個人を識別するための情報							
死亡の日時、場所及び状況							
遺体が安置されている場所							
連絡先その他必要情報							
~ を親族・同居者・知人以外の者から			同意	意する			
の照会に対して回答することへの同意			同意	意しない			
備考	•						

- (注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、 友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

# 安否情報報告書

 報告日時:
 年
 月
 日
 時
 分

 市町村名:
 担当者名:

											112 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				•	
氏 名	フリガナ	出生の 年月日	男女 の別	住	所	国籍	その他個人を識 別するための情報	負傷(疾 病)の該当	負傷又は 疾病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者 への回答の希望	知人への 回答の希望	親族・同居者・ 知人以外の者へ の回答又は公表 の希望	備	考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体 の安置されている場所」を記入すること。
  - 5 の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

# 安否情報照会書

下記	総務大臣 3道府県知事) 市町村長) の者についる 規定に基づる	て、武力攻	攻撃事態等に		<b>居所)</b>	年 めの措置	月	日  る法律第95条第
照 会 を す る 理 由 ( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願い ます。)					又は同居者で <i>あ</i> ( 友人、職場関			民)であるため。 )
備		考						
照会山	氏	名						
	フリカ	ガ ナ						
係る者も	出生の年	月日						
照会に係る者を特定するために	男女(	カ 別						
るため	住	所						
に必要な事項	国 (日本国籍: ない者に限	籍 を有し る。)	П	本	その他(			)
事項	その他個人するための							
	申請者のる	隺 認						
	備	考		_				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 印の欄には記入しないこと。

### 安否情報回答書

	殿	年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
;	年 月 日付けで照会があった	た安否情報について、下記のとおり回答します。 
避	難住民に該当するか否かの別	
	撃災害により死亡し又は負傷 民に該当するか否かの別	
	氏名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
被照	住所	
会	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他( )
者	そ の 他 個 人 を 識 別す る た め の 情 報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡 し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

